

第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

この章では、環境の現状と課題を整理するとともに、本市の望ましい環境像の実現に向けて設定した基本目標を達成するため、今後の取組に求められる基本的な考え方と展開の視点を体系的に整理しています。

また、市民・事業者が実行することが望ましい主な取組や、施策の進捗状況を定量的に把握・評価するため、環境指標の現況値と目標値を掲載しています。

第1章

基本計画の
基本的事項

第2章

高松市の
基本的特性

第3章

高松市の
望ましい環境像

第4章

施策の展開

第5章

計画の推進

資料

第1節 基本目標1 健康的で安全な生活環境をつくります

1 水環境の保全

現 状

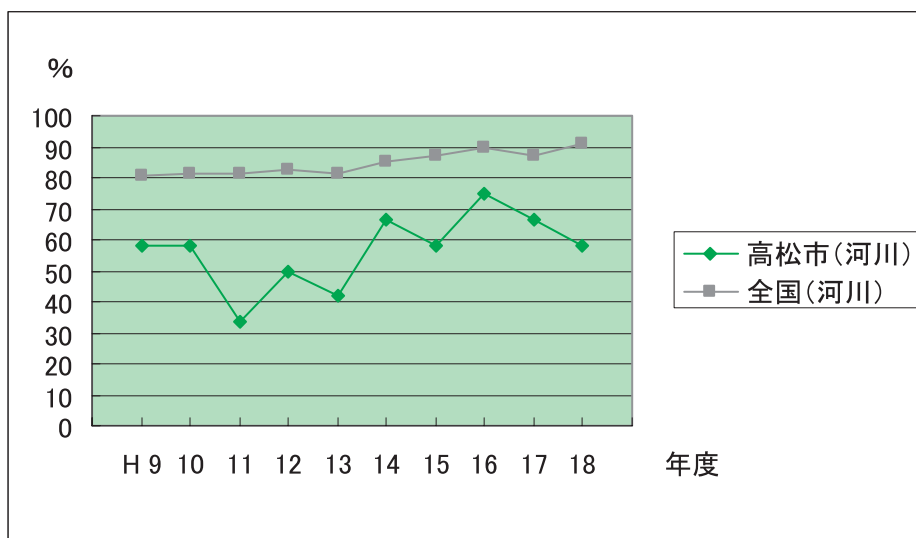
水質

高松地先海域については、比較的潮流が速く、赤潮がほとんど発生しない等の特徴があり、水質の状況は継続して環境基準を達成しています。

河川については、小河川が多く、かつ、降水量が少ないため、短期的・局所的な要因により水質が変動しやすい状況にあります。

河川の環境基準達成状況は、経年的に改善傾向が認められるものの、一部の河川については、環境基準を達成しない状況が続いています。

河川の環境基準達成率の推移



課 題

水質

生活排水処理施設の普及率は、着実に伸びており、平成18年度では75.9%となっておりますが、未だ単独処理浄化槽が浄化槽全体の4分の3を占めており、多くの生活雑排水がそのまま河川等に流されていることから、今後とも公共下水道の整備を推進していくとともに、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進することが課題となっております。

また、合併処理浄化槽の処理機能を低下させないように、その適正な維持管理について指導・啓発するほか、河川の安定した流量や水質の確保のため、緑地や森林の保全を図っていく必要があります。

市の取組

1 水質浄化対策の推進

(1) 新・高松市生活排水対策推進計画の促進

公共用水域の水質保全と、人々が健康で快適に暮らせる生活環境をつくるため、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の設置を促進します。

(2) 下水道処理施設等の適正管理の推進

下水道処理施設等の適正な維持管理を図るため、適切な保守点検・修繕を行います。また、耐用年数経過により老朽化・陳腐化が激しく修繕が困難になった施設は、計画的に整備・改築等を実施します。

(3) 生活排水路整備事業の推進

生活排水等により水質が悪化したり、通水不良となっている水路および再改良を必要とする水路の整備を行い、生活環境の改善を図ります。

(4) 生活排水対策啓発活動の推進

生活排水対策は、市民の理解と主体的な取組が不可欠なため、広報紙・ホームページ等を利用し、継続的な意識啓発を行います。また、下水道展を行い、パネル展示・下水道相談コーナーを設置するなど、より一層の啓発を図ります。

(5) 廃食油収集ステーション事業の推進

廃食油による河川の水質汚濁を防止するため、市民が持ち寄った廃食油を洗濯用粉せっけんと交換する廃食油収集ステーション事業を推進します。

(6) 工場・事業場等排水対策の推進

水質汚濁防止法等に基づき、工場・事業場等の排水の監視・指導を行うとともに、うどん店など水質汚濁防止法等で規制がかからない小規模事業場からの汚濁物質の排出削減について指導を行います。

(7) 農薬・肥料等の適正使用の啓発

畜産業者・農家などに対して、農薬・肥料等の適正使用の啓発に努めます。

(8) 広域的な連携の強化

県・市民・事業者などと連携して、水質の保全に取り組みます。

2 水質調査の実施

水質測定計画に基づく計画的な監視

市内の公共用水域（海域・河川・ため池）の水質の現状を把握するため、水質汚濁防止法第16条の規定に基づき、毎年、香川県が作成する「水質測定計画」に従って水質測定・水生生物調査を行い、公共用水域の監視に努めます。

※ 高松水環境会議

水をめぐる各種施策の効果的な推進を図るため、海・川・ため池・森林・上下水道など水にかかわる様々な関係者が一堂に会する高松水環境会議において、幅広い議論を重ねる中で、水質、水循環、水資源、森林保全など、水環境の各種課題に取り組みます。

私たちにできること

1 市民

- (1) 生活排水が河川や海を汚している主な原因であることを理解して、家庭での生活排水対策に取り組みます。
- (2) 公共下水道整備区域内では速やかに下水道に接続し、整備区域外では、合併処理浄化槽を設置し、保守点検や清掃を行い、法定検査を受けるなど適正な管理に努めます。

2 事業者

- (1) 特定事業場においては、定められた排水基準を遵守し、定期的な排水検査の実施に努めます。
- (2) うどん店など規制のかからない小規模事業場でも、作業工程の見直しや処理施設の整備等により排水の適正処理に努めます。
- (3) 農業においては、農薬・肥料等の適正使用に努めます。

環境指標

指標名	現況 (H18)	目標 (H27)
汚水処理人口普及率	75.9%	88.0%
合併処理浄化槽補助件数	12,369件	23,535件
公共用水域の環境基準達成率		
・河川のBOD値	58%	67%
・海域のCOD値	100%	100%

2 大気環境の保全

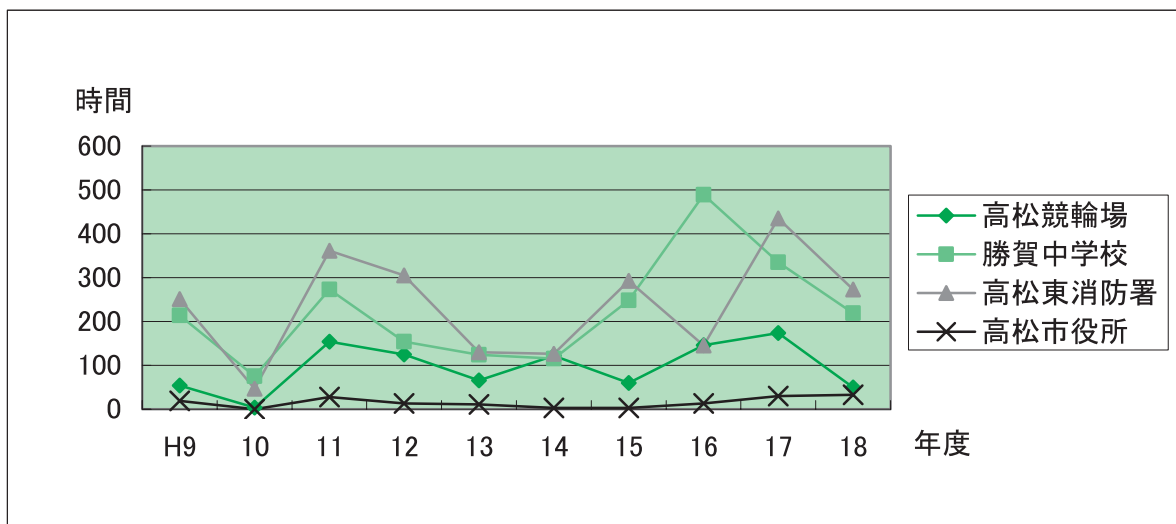
現 状

大気

本市では、市内8か所に設置した大気汚染常時監視測定局（一般環境大気測定局4局、自動車排出ガス測定局4局）において、大気汚染の状況を常時監視しています。

その測定結果は、光化学オキシダントが測定しているすべての局で環境基準を達成していないものの、その他の大気汚染物質については、環境基準を達成しており、経年的に減少または横ばいで推移している状況です。

光化学オキシダント濃度の経年変化（昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間）



課 題

大気

本市における自動車利用率の高さや自動車登録台数の増加（交通量の増加）を考えると、幹線道路周辺や道路網の整備に伴い、新道が建設される郊外沿道において大気環境が悪化する可能性があります。

今後、アイドリングストップ等のエコドライブの推進や自転車・公共交通機関の利用促進について、啓発活動を行っていく必要があります。

第1章
基本計画の
基本的事項

第2章
高松市の
基本的特性

第3章
高松市の
望ましい環境像

第4章
施策の展開

第5章
計画の推進

資料

市の取組

1 固定発生源対策の推進

工場・事業場における規制の推進

大気汚染防止法や高松市公害防止条例などに基づき、規制基準等を遵守するよう、工場・事業場の固定発生源に対する規制・指導を推進します。

2 自動車交通公害対策の推進

(1) 公共交通機関利用促進の啓発

自動車交通に伴う大気汚染の防止のため、パークアンドライドおよびマイカー通勤自粛デー（エコ金デー）等の、公共交通機関利用促進PRチラシ等を配布し、自家用自動車利用の自粛を図り、公共交通機関の利用を促進します。

(2) アイドリングストップ運動の推進

県と連携して、広報掲載・パンフレットを配布する等、普及啓発を実施します。

(3) 公用車への低公害車導入の推進

低排出ガス車・低公害車の公用車への導入を推進します。

3 有害大気汚染物質対策の推進

(1) 有害大気汚染物質の監視

有害大気汚染物質のうち、特に優先的に取り組む必要がある物質についてモニタリングを行うとともに、大気中の濃度の高い大気汚染物質について、その原因および汚染範囲の調査を実施します。

(2) 建築物の解体時等におけるアスベスト飛散防止対策の推進

大気汚染防止法や香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例に基づき、市内におけるアスベストを含む建築物の解体等の作業時におけるアスベスト飛散防止対策を推進します。

(3) アスベスト対策特別融資の実施

市内の中小企業者が建築物のアスベスト除去工事等を行う場合に、必要な資金の融資を行います。

(4) アスベスト吹付け材を使用する建築物における飛散防止対策等の推進

香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例に基づき、市内におけるアスベスト吹付け材が使用されている建築物の状況を把握するとともに、アスベスト飛散防止対策を推進します。

(5) 大気環境中のアスベスト濃度実態調査の実施

大気環境中のアスベスト濃度のモニタリング調査を行います。

4 大気調査の実施

監視測定体制

大気汚染防止法に基づく大気汚染状況の常時監視を行うため、大気汚染常時監視測定局による監視を行います。

また、光化学オキシダントについては、特に発生が懸念される夏期において、監視体制と連絡体制の強化を行います。

私たちにできること

1 市民

- (1) 自動車の使用をなるべく控え、できる限り自転車や公共交通機関を利用します。
- (2) 駐車中はアイドリングストップを行うなど、エコドライブに努めます。
- (3) 自動車を購入する際は、低公害車の購入に努めます。

2 事業者

- (1) 大気汚染防止法等公害関係法令を遵守し、公害防止に努めます。
- (2) 低公害車を積極的に導入するとともに、物流の効率化を図ります。
- (3) マイカー通勤から公共交通機関の利用に転換するよう推奨します。
- (4) 駐車中はアイドリングストップを行うなど、エコドライブに努めます。
- (5) アスベスト使用建築物等の解体・改修・修繕等を行う事業者は、アスベストが大気中に飛散しないよう適切な措置を講じます。

環境指標

指標名	現況 (H18)	目標 (H27)
大気に係る環境基準達成率		
・二酸化いおう	100%	100%
・二酸化窒素	100%	100%
・一酸化炭素	100%	100%
・浮遊粒子状物質	43%	100%
・ベンゼン	100%	100%
・トリクロロエチレン	100%	100%
・テトラクロロエチレン	100%	100%
・ジクロロメタン	100%	100%
・光化学オキシダント	0%	100%
公共交通機関利用者数	57,818 人/日	62,000 人/日

3 騒音・振動・悪臭の防止と化学物質対策の推進

現 状

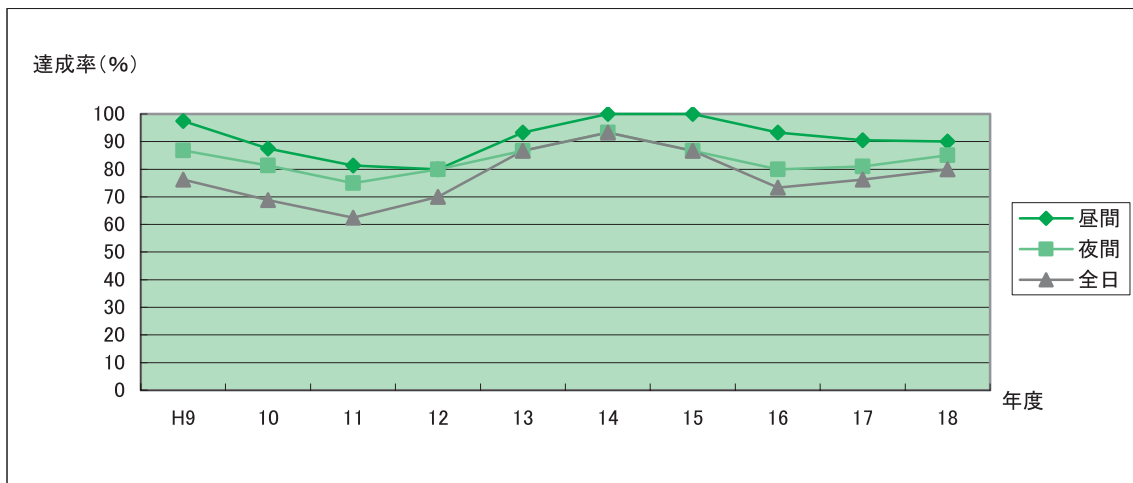
1 騒音・振動

騒音や振動は、工場などの施設、建設作業、自動車など様々な発生源があります。

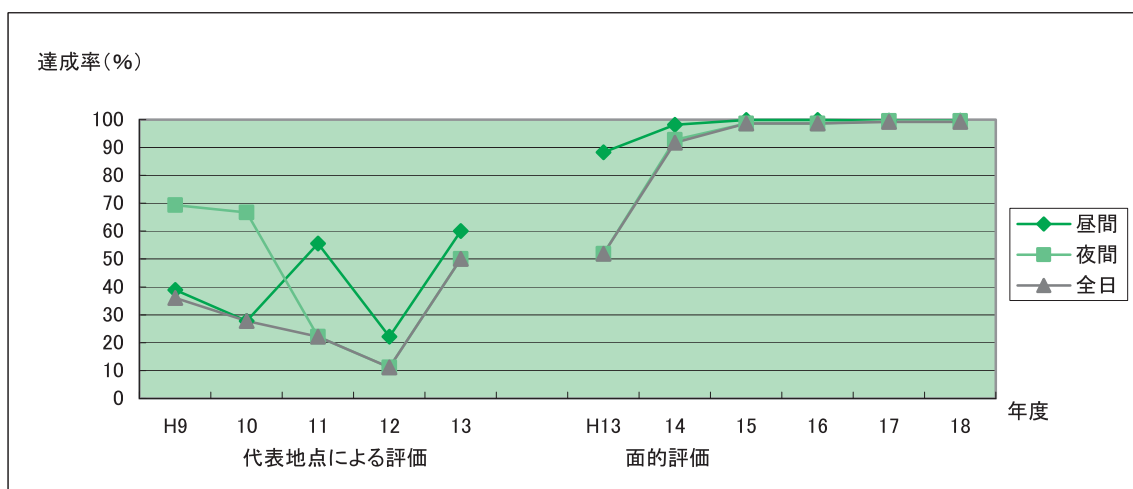
自動車騒音の影響が大きい道路に面する地域は平成 13 年度から面的評価を実施し、平成 18 年度の環境基準を達成していた住居の割合は 99.2%であり、同年の道路の影響が少ない一般地域の騒音については8割の地点で環境基準を達成しました。

また、幹線道路沿道において、自動車の騒音振動が環境省令で定める限度(要請限度)を超える地点はありませんでした。

一般地域の環境騒音環境基準達成率



道路に面する地域の自動車騒音環境基準達成率



2 悪臭

本市では、悪臭物質について市街化区域内で規制しており、良好な生活環境の保全に支障が生じるおそれがある場合には臭気分析を実施し、発生源者に対し、防止対策を講じるよう指導に努めています。

3 化学物質対策

化学物質のうち、ダイオキシン類については、大気、公共用水域水質・底質、地下水で調査を実施しています。

すべての調査地点で環境基準を下回っており、良好な環境と考えられます。

課題

1 騒音・振動

自動車の走行に伴う騒音は周辺環境への影響が大きいため、基準を超えている場合は、関係機関に対策を講じるよう要請するほか、幹線道路計画時には沿道となる地域の状況に応じて、騒音を低下させるような道路構造にするといった対策を講じることが重要です。

また、事業所の新設や増改築の際は、事前に適切な対策を講ずるよう求めるとともに、近隣同士では、お互い良好な生活環境を守り、迷惑とならないようにする意識を持つことが必要です。

2 悪臭

悪臭は人が感覚としてとらえるものであり、規制基準を満たしていても苦情が発生することがあります。特に、住居と事業所の近接・混在地域では影響が出やすいと考えられることから、事業所の新設や増改築の際は、事前に適切な対策を講ずるよう求めるとともに、近隣同士では、お互い良好な生活環境を守り、迷惑とならないようにする意識を持つことが必要です。

3 化学物質対策

化学物質のうち、ダイオキシン類については、廃棄物焼却炉等発生源からのデータを集計し、ホームページ等を利用した情報提供により、事業者の自主的な取組による化学物質の環境中への排出抑制や使用量の削減を促進する必要があります。

市の取組

1 騒音・振動対策の推進

(1) 工場・事業場における規制の推進

騒音規制法や振動規制法等に基づき、規制基準等を遵守するよう、工場・事業場に対する規制・指導を推進します。

(2) 自動車騒音・振動対策の推進

道路騒音・振動測定を定期的実施し、必要に応じて関係機関に防音・防振対策を要請します。

(3) 一般地域の環境騒音対策の推進

一般地域の環境騒音測定を定期的実施し、必要に応じて騒音対策を推進します。

(4) 生活騒音防止の啓発

近隣騒音など生活騒音防止のため、パンフレット配布等の啓発に努めます。

2 悪臭対策の推進

(1) 工場・事業場における規制の推進

悪臭防止法等に基づき、規制基準等を遵守するよう、工場・事業場に対する規制・指導を推進します。

(2) 畜産における悪臭防止対策の推進

家畜排泄物の適正処理の指導および処理・保管施設の設置・整備を推進します。

3 化学物質対策の推進

(1) 化学物質による汚染状況の監視

市内の大気・公共用水域・地下水のダイオキシン類など特に優先的に取り組む必要のある化学物質についてモニタリングを行い、汚染状況の監視・実態の把握に努めます。

(2) 発生源の指導

ダイオキシン類の発生を抑制するため、発生源への指導を行うとともに、広報紙・ホームページ等を利用し、継続的な情報提供に努めます。

私たちにできること

1 市民

(1) 家庭生活において、周辺住民の迷惑となるような騒音・悪臭などが発生しないよう配慮します。

(2) 家庭から発生するごみは適正に処理し、周囲に迷惑をかける野外での焼却は行いません。

2 事業者

- (1) 騒音規制法・悪臭防止法等の公害関係法令を遵守し、公害防止に努めます。
- (2) 騒音・悪臭などの公害発生防止を考慮した設備の導入，更新に努めるとともに，適切な維持管理に努めます。
- (3) 建設作業等については，低騒音・低振動工法を採用します。
- (4) 畜産業においては，家畜排泄物を適正に処理し，処理・保管施設の設置・整備などを行い，悪臭の防止に努めます。
- (5) 周囲に迷惑をかける廃棄物の野外での焼却は行いません。
- (6) ダイオキシン類対策特別措置法など関係法令を遵守し，化学物質の発生抑制・適正処分・適正管理を行います。

環境指標

指標名	現況 (H18)	目標 (H27)
騒音に係る環境基準達成率		
・一般地域（昼夜全日）	80%	100%
・道路に面する地域（昼夜全日）	99.2%	100%
ダイオキシン類の環境基準達成率		
・大気	100%	100%
・公共用水域	100%	100%
・公共用水域底質	100%	100%
・地下水質	100%	100%